

5月のお知らせ

お問い合わせ先に各課の直通番号を記載しています。
役場代表のお問い合わせ先はこちらです。
■瀬戸内町役場代表
☎72-1111
※なお、平日の17時15分以降や休日は宿直室につながります。



AMAMI・OKINAWA
World Natural Heritage

© amami-ance

「世界自然遺産の島」奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島

vol.87

「里地の自然観察会」が行われました

本町にて実施した「瀬戸内町島案内人育成講座」を受講され、認定された方は、「瀬戸内町島案内人」となり、認定者の有志で「瀬戸内町島案内人協会」が組織されています。3月19日(土)には「里地の自然観察会」と題した研修会が行われました。本研修会は、身近な場所である集落内において自然観察会を実施することにより、自然の美しさや、人と共存しながら多様な動植物が生育していることを学び、生物多様性についての知識を深め、訪れる方に案内できる

ようになるとを目的とし、少人数のグループ制で、集落内を散策しました。
瀬戸内町島案内人の皆さんは、集落内で見られる多様な植物や、集落の成り立ちについて知識を深め、身近な場所の生物多様性を感じ、1時間の研修があつという間に過ぎたという感想が聞かれました。
皆さんもぜひ、身近な場所の生物多様性について、考えてみてください。



■お問い合わせ先 水産観光課世界自然遺産せとうち町対策室 ☎0997-72-1115

■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997-72-1112

有効期限10年の
パスポート発給申請年齢
の引き下げについて

令和4年4月1日から、有効期間10年の旅券の発給等を申請できる年齢が、20歳以上から18歳以上に引き下げられました。

これは、民法の改正により、令和4年4月1日に成年年齢が引き下げられたことによるものです。

また、成年年齢の引下げに伴い、旅券の発給等の申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢も、20歳以上から18歳以上に引き下げられますので、申請の際は、お間違えのないようご注意ください。



令和4年度瀬戸内町
Uターン者資格取得費
助成事業について

本町へのUターン者支援と、進行する人口減少を抑制し活力ある地域社会の実現に向け、就職等の為に必要な資格取得費の一部を助成します。

■補助対象者

・本町で中学校を卒業された30歳以上の方。

・10年以上本町に住所を定めることを確約された方など。

■補助額

10万円を上限に、対象経費の3分の2以内の額を助成します。

■対象期間

転入前1年以内、転入後2年以内を取得した資格にかかった経費が対象です。

詳しくは、企画課企画振興係までお問い合わせください。

■お問い合わせ先 企画課企画振興係 ☎0997-72-1112

男女共同参画 vol.25 ~自分らしく、生き生きと~



男女共同参画の気になる話①「メディア・リテラシー」

メディア・リテラシーとは、テレビやインターネット、新聞など様々なメディアから得られる情報をそのままのみにせず、読み解き適切に活用する能力の事を言います。

情報化社会の今、私たちは日々の生活の中で様々な媒体から情報を入手します。

男女共同参画の視点から、メディア・リテラシーが重要な課題となっているのは、その膨大な情報の中には、意図せず男女のイメージを固定化させる表現があるなど、価値観や考え方に影響を与えていることがあるからです。

例えば職業に関する言葉の中には「女医」や「女流棋士」など性別で区別する言葉がありますが、その特別性を強調することにより職業に関する無意識な思い込みを生み出してしまっているとも言えるのではないのでしょうか。

メディア・リテラシーを高め、フラットな目線を持つことは男女共同参画社会の形成に欠かせません。

普段何気なく使っている言葉や表現を、男女共同参画の視点で改めて考えると、自分の中にある固定観念や無意識下の思い込みに気付くこともあります。男女共同参画の視点の理解を深め、男女関係なく一人ひとりを大切にできる視点を養っていききたいですね。



男女共同参画の気になる話②「女性活躍推進法」

女性活躍推進法は、正式名称を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」といい、以下の3つを基本原則として施行されました。

- ①「女性の個性と能力が十分に発揮できるようにすること」
- ②「男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること」
- ③「女性職業生活と家庭生活の両立に関し、本人の意思が尊重されること」

女性が活躍しやすい社会の実現を目指しているこの法律は、常時雇用する労働者が301人以上の企業に対し、

- ・自社の女性の活躍に関する状況を把握し、課題分析を踏まえた行動計画を策定すること
- ・策定された行動計画を都道府県労働局に提出すること
- ・女性活躍状況の情報を公表すること

など、いくつかの取り組みが義務化されています。

そして今回2022年4月からは101人~300人の企業にも義務の対象が拡大されました。

近年は長時間労働の改善や育児休暇制度も充実してきて男性の家庭への参画も増えています。今回の改正でより職場環境が改善されていけば、ライフステージの変化の激しい女性でも家庭を安定させながら職場で活躍していく事ができるのではないのでしょうか。

誰もが性別に関係なくその個性と能力を発揮できる職場環境作りを目指していきましょう。



■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

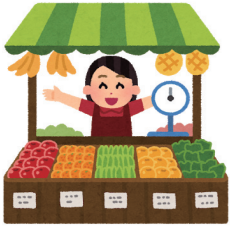
地産地消運動の取組みについて（朝市の開催！）

大島地域では、毎月第3土曜日を「大島活き活き食の日」と定め、健康で豊かな食生活の推進や地元食材の利用促進に取り組んでおります。

瀬戸内町内で生産された旬の農林水産物を味わい、シマならではの豊かな食材を活用し、家族みんなで食卓を囲みませんか？
また、地産地消活動の一環として、毎月第3土曜日の朝8時30分から海の駅1階フロアにおきまして「朝市」を開催しておりますので、町民の皆さま多数のお越しをお待ちしています！

■運営主体
海の駅朝市協議会
(代表 倉田)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
※出店者も募集しています。



■お問い合わせ先 農林課農政係 ☎0997-72-1174

新鮮野菜！
はる市開催のお知らせ

地元のプロデューサーとふれあう直売イベント「はる市」を開催します。皆さまのお越しをお待ちしています。

新鮮な野菜などをぜひお買い求めください！

■日時
毎月第1日曜日

■場所・時間
海の駅1階フロア
10時～12時

■運営主体
瀬戸内町CSA協議会
(泰山)

※売り切れ次第終了予定となりますのでご了承ください。
※出店者も募集しています。



■お問い合わせ先 衛生センター ☎0997-72-1973
町民生活課生活環境係 ☎0997-72-1060

衛生センターへのごみの持ち込みについて

衛生センターでは、燃えるごみ以外のごみの受け入れを行っています。

■古紙類（段ボール、新聞・チラシ、雑誌等）

ひもで束ねて持ち込むようお願いいたします。ただし、個人情報記載された書類等はシュレッダーなどで裁断し、燃えるごみで出すようお願いいたします。

■ペットボトルや空き缶
直接持ち込む場合、中身が確認できる袋であれば、町指定以外の袋でもかまいません。（収集日に集積所へ出す場合は指定ごみ袋の使用をお願いします。）また使用済みのペットボトルや空き缶に吸殻を入れることは、禁止されております。

■日時
毎週月曜～土曜日（祝日と重なっても持ち込みできません。）午前8時30分～午後5時まで



・役場町民生活課窓口にて、ごみの分別についてまとめた冊子とごみ出しカレンダーを配布いたしますので、ぜひお越しください。
・その他ごみ出し関係で分からないことがあれば衛生センターもしくは町民生活課へお問い合わせください。



■お問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎ 0997 - 72 - 1060

令和4年度 犬の登録及び狂犬病予防注射実施のお知らせ

瀬戸内町では、下記の日程で各集落をまわり、犬の登録及び狂犬病予防注射を行いますので飼主の方は都合の良い会場で注射を受けてください。

また、実施状況や会場移動時間の関係で時間が多少前後することがありますのでご了承ください。

【古仁屋市街地】5月21日（土） 5月22日（日）

地区名	実施予定時刻	実施会場
高丘宮前	9:00~9:50	高丘集会所
春日松江大湊	10:00~10:50	春日公園
瀬久井西	11:00~11:50	瀬久井集会所
瀬久井東	13:00~13:50	カメ公園
船津	14:00~14:50	役場正面玄関前

【大島本島 山郷・東方地区】5月26日（木）

集落名	実施予定時刻	実施会場
嘉徳	9:30~9:40	海水浴場入口
節子	10:10~10:20	集落公民館
網野子	10:35~10:45	集落公民館
勝浦	10:55~11:10	集落公民館
阿木名	11:30~13:00	集落公民館
伊須	13:10~13:20	集落公民館
蘇刈	13:30~13:40	集落公民館
嘉鉄	13:50~14:10	集落公民館
清水	14:20~14:40	集落公民館

【大島本島 西方地区】5月24日（火）

集落名	実施予定時刻	実施会場
西古見管鈍	10:00~10:10	管鈍公民館
花天	10:20~10:30	集落公民館
久慈	10:40~11:00	集落公民館
古志	11:10~11:20	集落公民館
篠川阿室釜	11:30~12:50	篠川公民館
阿鉄	13:00~13:10	阿鉄公民館
油井	13:20~13:30	須佐礼広場
久根津	13:40~13:50	集落公民館
手安	14:00~14:10	集落公民館
須手	14:20~14:30	と畜場広場

【加計呂麻島】5月27日（金）

集落名	実施予定時刻	実施会場
俄	9:40~9:50	集落公民館
三浦	9:55~10:05	集落公民館
知之浦	10:15~10:25	集落公民館
薩川	10:55~11:05	バス待合所
実久	11:15~11:25	集落公民館
須子茂	13:00~13:10	集落公民館
嘉入	13:20~13:30	集落公民館
西阿室	13:50~14:00	集落公民館
花富	14:20~14:30	集落公民館

【加計呂麻島】5月28日（土）

集落名	実施予定時刻	実施会場
呑之浦	9:10~9:20	呑之浦トンネル入口
押角	9:30~9:40	集落公民館
勝能	9:50~10:00	集落公民館
諸数	10:10~10:25	集落公民館
生間	10:35~10:45	集落公民館
渡連	10:55~11:05	集落公民館
安脚場	11:15~11:25	集落公民館
諸鈍	11:45~13:00	長浜公園
野見山	13:20~13:30	集落公民館
秋徳	13:40~13:50	集落公民館
佐知克	14:00~14:10	集落公民館
勢里	14:20~14:30	集落公民館
於斉	14:40~14:50	集落公民館
瀬相	15:00~15:10	集落公民館

【請島・与路島地区】5月23日（月）

集落名	実施予定時刻	実施会場
与路	10:00~10:40	せとなみ待合所
池地	11:20~11:40	せとなみ待合所
請阿室	13:00~13:20	せとなみ待合所

登録手数料及び注射料金（1頭あたり）

【新規登録の犬の場合】

登録料 3,000円

予防注射料 3,400円

【登録済みの犬の場合】

予防注射料 3,400円

【動物病院で注射済の場合】

注射済票交付手数料 550円

※動物病院で注射済の方は動物病院で発行される狂犬病予防注射済証を提示して下さい。

■お問い合わせ先 大島地区消防組合瀬戸内消防分署救急係 ☎0997-72-1190

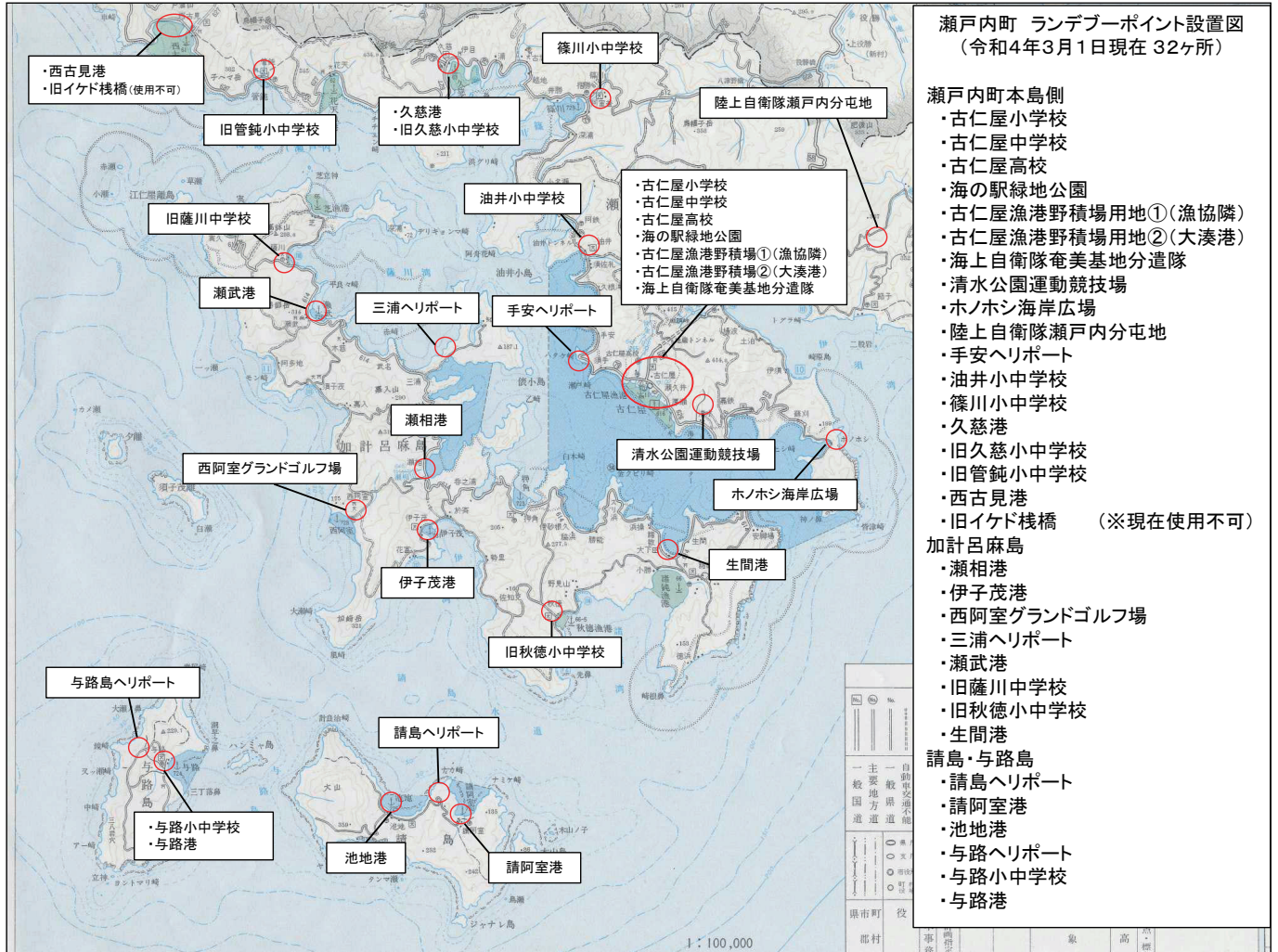
奄美ドクターヘリ
ランデブーポイント一覧

奄美ドクターヘリは「空飛ぶ救急医療室」として、平成28年12月より運航を開始しています。令和3年中においては、本町で34件の搬送実績があり、早期の救急医療に対応しています。

現在、瀬戸内町にはヘリポートのほか、学校校庭や公園、港湾敷地などの公共施設が、ドクターヘリランデブーポイント（離着陸場所）として32か所指定されています。

※ランデブーポイントへ車両が駐車していると、ドクターヘリは着陸できません。大切な命を救う為、場内への駐車等はご遠慮ください。

ランデブーポイント一覧表は町ホームページにも掲載しています。



■お問い合わせ先 瀬戸内町教育委員会総務課 ☎0997-72-0113

古仁屋校区教育懇談会の開催について

瀬戸内町教育委員会では、古仁屋小学校・古仁屋中学校校区において、左記の日程で教育懇談会を開催します。

「地域とともにある学校づくり」「学校を核とした地域づくり」に向けて、PTA、各嘱託員、各種団体・評議員等の皆さんと本町の学校教育、社会教育についての意見交換を行います。ぜひご参加ください。

■日時

令和4年5月9日(月)

午後7時～午後8時30分

■場所

きゅら島交流館大ホール



■お問い合わせ先 総務課人事行政係 ☎ 0997 - 72 - 1111

「町民の声」に対する回答及び公表基準について

■趣旨

メールなどで町民から町長等へ寄せられた意見や提言など「町民の声」の要旨とそれに対する回答をホームページで公表（公表を希望されない場合等を除く）することにより、町民の皆様と情報を共有し、町民目線と行政のギャップを明らかにし、各課局各担当が町民の声と向き合う姿勢を示すことにより、町民への説明責任を果たし、信頼される町政の実現を目指します。

■回答基準

いただいたご意見等の内容が次のいずれかに該当する場合は、回答いたしません。

(1) 町政に関係しないもの

(2) 個人、団体を誹謗中傷するもの

(3) 個人的な照会、質問、依頼等に当たるもの

(4) 個人のプライバシーの侵害に当たるもの

(5) 公序良俗に反するような表現が用いられているもの

(6) 営業・政治・宗教活動とみなされるもの

(7) その他回答することが適当でないと判断したもの

■公表基準

ご意見に対しては、原則公表（公表を希望されない場合等を除く）としていますが、次のいずれかに該当する場合は、公表できませんので、ご了承ください。

(1) 上記の回答基準を満たさないもの

(2) 特定の個人名や団体名など個人情報（個人が特定される情報を含む。以下同じ。）が記載されているもの（た

だし、個人情報に係る部分以外を公表しても差し支えない場合は、個人情報に係る部分のみを非公表とし、それ以外の部分を公表するものとします。）

(3) その他掲載することが適当でないと判断したもの

■ご意見に係る個人情報

の取扱いについてご意見において記載された個人情報、「町民の声」の公表に関する業務目的以外には使用いたしません。また、記載された個人情報の取扱いには、十分注意し、町ホームページ等での公表に際しては、個人情報は掲載いたしません。

司法書士による法律相談会
（無料）のご案内

■お問い合わせ先 瀬戸内町商工会 青年部（木村司法書士事務所） ☎ 0997 - 72 - 3672

瀬戸内町商工会青年部主催の、司法書士による法律相談会（無料）を左記のとおり開催します。

事前に予約されると、優先的にご相談いただけます。

たとえば、相続や遺言について、不動産の名義変更について、老後の資産管理、成年後見制度って何？ 会社を作りた。など、様々なお悩みもお気軽にご相談ください。

■相談日時
5月19日(木)
午前10時～午後1時

■相談会場
きゅら島交流館
2階更衣室（和室）

※正式な依頼に至った段階で、費用が発生します。



好評につき！10年連続！
肉体改造教室
参加者募集！！

■お問い合わせ・申込み先 保健福祉課保健予防係 ☎ 0997 - 72 - 1068

■内容

・健康運動指導士による運動プログラム作成・指導（毎週水曜 午前10～11時）

・教室の期間中、緑ジム使い放題

・管理栄養士による食事相談

■日時

令和4年6月1日(水)
～11月30日(水)

■場所

緑ジム

■料金

参加者負担

1,000円×6か月

■対象

町内在住の30～70歳の方
どなたでも

■定員

国保加入者20人
国保以外の保険加入者10人

※応募多数の場合は抽選

■申込方法

電話申込み

■申込期間

5月20日(金)まで



新型コロナワクチン（1・2回目）未接種の方へお知らせ

コロナワクチン接種を希望される方は、コールセンター（72-3001）までご連絡ください。

医療機関名	瀬戸内町へき地診療所 古仁屋瀬久井西13-2
接種日時	5月6日（金）・5月27日（金）14:00～16:00
接種対象者	12歳以上
費用	無 料
ワクチンの種類	ファイザー社（通常、3週間で2回接種）
予約	瀬戸内町コールセンター 0997-72-3001（平日9時～17時）

- ※ 希望者が一定人数集まらない場合は、日程を変更する可能性があります。
- ※ 日程の都合が合わない方は、コールセンターまでご相談ください。

■お問い合わせ先 建設課都市整備係 ☎0997-72-1197

瀬戸内町住宅リフォーム等助成金の受付を開始

- 助 成 額 50万円以上の工事1件につき10万円を助成
※同一人または同一住宅について1回限りしか受けられません。
- 助成対象の住宅 ①町内の一戸建て住宅
②店舗併用住宅やマンション等の共同住宅は、申請者の居住部分のみ対象（賃貸住宅部分は除く）
- 助成対象の工事 ①増改築やリフォーム工事の費用（消費税を含む）が50万円以上の工事
②町内の業者が施行する工事（町内に住所を有する個人事業主でも可）
③令和5年2月28日までに事業完了実績報告の提出ができる工事
※外構工事や他補助金と一緒に利用する場合など対象とならない工事もありますので、事前にご連絡ください。
- 申請手続きの流れ 【工事を始める前】
①交付申請書の提出→②交付決定の通知→③工事着工
【工事が完了した後】
①完了実績報告書の提出（工事完了後1週間以内に提出）→
②交付確定の通知→③請求書の提出→④補助金の支払い（施行業者へ）
- 申込期間・申込場所 令和4年5月9日（月）～令和4年5月20日（金）（土・日曜日を除く）
建設課都市整備係にて受付
- 対 象 者 ①町内に住民登録し、居住かつ住宅を所有している方（申請者が借家人でも可）
※借家人が申請する場合、所有者の承諾書を提出すること
②貸主及び申請者本人と同じ世帯全員に町税等の滞納がない方
- 定 員 20件 ※受付件数が20件を超えた場合は、後日抽選
- 必 要 書 類 ①工事を始める前（申請時）
瀬戸内町住宅リフォーム等助成金交付申請書（第1号様式）及び添付書類
②工事が完了した時（事業完了報告）
瀬戸内町住宅リフォーム等助成金実績報告書（第3号様式）及び添付書類

■お問い合わせ先 総務課人事行政係 ☎ 0997 - 72 - 1111



行政相談委員：嘉原 篤己
電話：0997 - 72 - 0827
住所：阿木名

行政相談委員に相談してみませんか

毎日の暮らしの中で、登記、年金、道路、社会福祉など国の役所の仕事などについて、疑問・苦情や意見・要望はありませんか。

総務大臣委嘱の行政相談委員は、皆様の相談相手として、役所のサービスや行政の仕組み、手続に関する相談を受け付け、相談者への助言や関係行政機関に対する改善の申し入れを行っています。次のとおり、行政相談所を開設します。

■日時
① 5月13日(金) 10時～15時
② 5月27日(金) 10時～15時

■場所
① きゅら島交流館2階会議室
② せとうち海の駅1階

■予約 不要
■料金 無料
■対象 町民

でお気軽にご利用ください。また、自宅や電話でも相談に応じています。なお、相談は無料で、秘密は守られます。

障害年金をご存じですか？

障害の程度や保険料の納付状況など、一定の要件を満たすと、国民年金や厚生年金保険の障害年金を受け取ることができます。

【注意事項】「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険の障害等級」とでは、判断基準が異なるため、**手帳の交付を受けた場合でも障害年金を受けられないことがあります。**また、他の年金との調整等がある場合もあります。

1. 受給要件

障害年金・障害厚生年金を受けるためには、次の3つの要件を全て満たしていることが必要です。

(1) 初診日に、年金に加入していること

障害の原因となった病気やけがで、初めて医師の診療を受けた日（初診日）に年金に加入している必要があります。※20歳前または、日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に、初診日があるときも含みます。

(2) 一定の障害の状態にあること

障害認定日（原則、初診日から1年6か月を経過した日）または65歳に達するまでに、一定の障害状態にあることが必要です。

(3) 保険料納付要件を満たしていること

初診日の前日に一定期間の保険料納付済（免除）期間があることが必要です。

2. 請求手続き

障害年金を受けるには、本人または家族による**年金の請求手続きが必要になります。**

請求手続き先

障害基礎年金（国民年金）：役場町民生活課国民年金係
障害厚生年金：奄美大島年金事務所

3. お問い合わせ先

ご不明な点は、奄美大島年金事務所にご相談ください。

なお、障害年金の一般的なお問い合わせは、『ねんきんダイヤル』もご利用いただけます。

お問い合わせは『ねんきんダイヤル』へ！ ☎ 0570-05-1165

※050から始まる電話でおかけになる場合は、☎ 03-6700-1165へおかけください。

お問い合わせの際は、年金手帳など**基礎年金番号**の分かるものをご用意ください。

【受付時間】月曜日：午前8時30分～午後7時まで

火～金曜日：午前8時30分～午後5時15分まで

第2土曜日：午前9時30分～午後4時まで

国立公園内での行為について

■お問い合わせ先 水産観光課観光振興係 ☎ 0997-72-1115

～国立公園内での開発行為等については、手続きが必要です～

奄美群島地域は、自然の風景地を保護し、その利用促進を図り、国民・県民の保健・休養・教化に資するとともに、生物の多様性を確保することを目的とした国立公園を有します。

国立公園内では、優れた風景地を保護するため、自然公園法に基づき、各種開発行為が規制されています。国立公園内において、次のような開発行為等を行う場合は、事前に国や県への許可申請・届出の手続きが必要となります。

○ 手続きの必要な行為（一例）

第1種 特別 地域	①工作物（建築物を含む）の新改増築 ②木竹の伐採 ③鉱物や土石の採取	特別 保護 地区	特別地域の規制に加えて ①木竹の損傷 ②木竹の植栽 ③家畜放牧 ④野外での物の集積・貯蔵 ⑤火入れ・たき火 ⑥動植物の捕獲殺傷等 ⑦落葉・落枝の採取 など
第2種 特別 地域	④広告物の掲出 ⑤野外での物の集積・貯蔵（土石・廃棄物等）		
第3種 特別 地域	⑥開墾・土地の形状変更 ⑦屋根・壁面の色彩の変更 ⑧指定動物の採取 など		
普通 地域	①一定規模以上の工作物の新改増築 （建築物高さ13m又は延面積1000㎡、 鉄塔高さ30m、送水管長さ70mなど） ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出 ④土地の形状変更 など	海域 公園 地区	①工作物の新改増築 ②鉱物や土石の採取 ③広告物の掲出 ④海底の形状変更 ⑤物の係留 （以上漁業に必要なものを除く） ⑥海面の埋立・干拓 など

○ 許可申請・届出の手続き

(1) 申請・届出の様式

・様式・必要な添付書類・記載要領については、県のホームページに掲載されています。

(2) 標準的な処理期間

・通常約1～3か月を必要とします。（書類に不備があった場合の補正の期間は除く）

(3) 注意事項

・行為の種類、規模、公園の種類、地種区分の違いにより手続き等に違いがあること、また、行為の場所や内容によっては、許可ができない場合もあることから、事前に奄美群島国立公園管理事務所、徳之島管理官事務所または大島支庁総務企画課もしくは関係市町村役場にご相談ください。

・自分の所有地であっても、国立公園内での行為においては、事前に手続きが必要となります。

○ 違反行為について

自然公園法の規定に違反しての行為や、無許可での行為等については、罰則が設けられています。

国立公園の範囲や区域内での許可申請・届出について、不明な点がございましたら、下記にお問い合わせください。

○お問い合わせ先

- ・奄美群島国立公園管理事務所（奄美大島・喜界島・与論島） 電話：0997-55-8620
- ・奄美群島国立公園管理事務所徳之島管理官事務所（徳之島・沖永良部島） 電話：0997-85-2919
- ・大島支庁総務企画課商工観光係 電話：0997-57-7215 ・行為地の市町村役場

○許可申請書の提出先 行為地の市町村役場または、奄美群島国立公園管理事務所

○環境省及び県のホームページ（検索方法）

- ・環境省ホームページ→日本の国立公園→奄美群島国立公園→概要・計画書
- ・鹿児島県庁ホームページ→一般・県民の方々→暮らし・環境→自然保護→自然公園→行為許可申請書・届

図書館HP

QRコード



図書館・郷土館だより

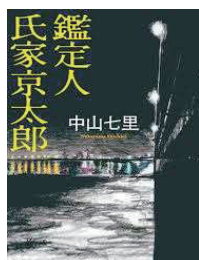


3月の図書館利用状況（開館日数：本館 27日・移動図書館 16日）

【貸出冊数】1,987冊

【利用者数】452人

一般書の新着



『鑑定人 氏家京太郎』 中山 七里/著
 民間の科学捜査鑑定所の所長である氏家は、女子大生3人を惨殺したとされる猟奇殺人犯の弁護士から再鑑定の依頼を受ける。相対する警視庁科捜研との火花が散る中、裁判の行く末はどうなるのか。驚愕の結末が待ち受ける鑑定サスペンス！

- 『薬屋のひとりごと 7』 日向 夏/著
- 『自由研究には向かない殺人』 ホリー・ジャクソン/著
- 『差別の日本史』 塩見 鮮一郎/著
- 『老後とピアノ』 稲垣 えみ/著

児童書の新着



『あしたへの翼』 中島 信子/著
 2020年の4月に小学6年生になった理夢。コロナで休校になって勉強ができず、友だちとも遊べない。そのうえ家では寝たきりのおばあちゃんの世話をひとりですることになり…。

- 『じゅうじゅうじゅう』 あずみ虫/作
- 『日本史探偵コナン 10』 青山 剛昌/原作
- 『ぼくはぼくのおいしゃさん』 うえだ しげこ/作・絵
- 『小学生教科書まるごとクイズ大全』 東京書籍出版事業部/編

おはなし会のおしらせ

★小さい子のおはなし会

日時：5/8(日) 10:30~

場所：図書館1階絵本コーナー

赤ちゃんからたのしめる絵本や手遊びうた・わらべうた、紙芝居などいろいろなおはなしを用意しています♪

★おはなしのじかん

日時：5/15(日) 10:30~11:00

場所：図書館1階絵本コーナー

楽しいおはなしをいろいろ用意しています♪

火曜日~土曜日9:00~18:00 / 日曜日・祝祭日9:00~17:00

月	火	水	木	金	土	日
4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30	5/1
5/2	5/3	5/4	5/5	5/6	5/7	5/8
休館日	大島					小さい子のおはなし会
5/9	5/10	5/11	5/12	5/13	5/14	5/15
休館日	加計呂麻			新着		おはなしのじかん
5/16	5/17	5/18	5/19	5/20	5/21	5/22
休館日	大島					
5/23	5/24	5/25	5/26	5/27	5/28	5/29
休館日	加計呂麻			新着		
5/30	5/31	6/1	6/2	6/3	6/4	6/5
休館日	大島					

移動図書館や図書館のイベントは、今後の状況次第では中止になる場合があります。ご了承ください。

郷土館のつぶやき!

一昨年の外壁の改修(暖かな黄色に塗装)につづき、今年3月末までに、1階の「図書館」はもちろん2階の「郷土館」でも、館内の照明を新たにLED器具に改修を行いました。

平成6年の開館以来27年間、ほとんど気にも留めてはなかったのですが、見違えるほど館内が明るくなりました。(ちょっと大げさかも知れませんが?)



明るくなった展示ケース

展示室内の照明だけではなく、展示ケース内も明るさを増し、貴重な文化財をより鮮明に見ることが出来ます。少し変わった郷土館で、皆様のご来館をお待ちしています。

ゴールデンウィークの開館について

ゴールデンウィーク期間の図書館・郷土館は、月曜の休館日を除いて開館しております。

日曜日(5月1日・5月8日)と祝祭日(5月3日・5月4日・5月5日)は午前9時から午後5時まで、その他の平日と土曜日は午前9時から午後6時までの開館となっております。

詳しくは図書館・郷土館のホームページ、または図書館のカウンターや移動図書館にて、ご確認ください。

お問い合わせ：図書館Tel0997-72-3799/郷土館Tel0997-72-1600

■お問い合わせ先 保健福祉課地域支援係 ☎0997-72-1153

令和4年度 瀬戸内町会計年度任用職員の募集について

区分	保健師（若干名）	看護師・准看護師（若干名）
雇用形態	常勤（勤務時間8：30～17：00） （但し、行事等の場合は時間外勤務あり。）	常勤（勤務時間8：30～17：00、内7時間）
業務内容	保健福祉課（保健・介護・福祉に関する業務）	
休日	週休2日・年末年始（12月29日～1月3日）	
社会保険	各種加入あり	
待遇	基本給：206,900円～243,200円 （職務経験年数による）	基本給：154,500円～185,400円 （賞与あり：6月・12月）
資格等	保健師資格、普通一種免許	看護師・准看護師資格、普通一種免許
勤務先	役場保健福祉課内	

- 応募希望の方は、会計年度任用職員『申込書 兼 履歴書』（町ホームページからダウンロードもしくは役場総務課にて配布）に必要事項記載の上、納税状況等調査承諾書を添付して保健福祉課へ提出してください。
- 採用方法：書類選考及び面接選考で実施

■お問い合わせ先 ハローワーク名瀬（名瀬公共職業安定所） ☎0997-52-4611
〒894-0036 奄美市名瀬長浜町1-1

お仕事探しをされているみなさまへ
職業訓練を受講してみませんか？

ハローワークでは、障害（手当）を受給しながら訓練を受けられる一方で、早期の就職や再就職を目指す方に職業訓練のあっせんをしています。スキルアップして再就職を目指してみませんか。

■対象者
障害のあらわれる方で、早期の就職や再就職を目指す方（就労支援事業所等で支援を受けられている方も受講可能です）

○雇用保険受給者の方は、訓練中の基本手当（いわゆる失業保険）の支給に加え、受講手当（最大40日分）、通所手当が支給されます。（一定の要件等があります。）

○雇用保険の受給資格がない方でも、国の「職業訓練受講給付金」（月10万円＋通所金）（月10万円＋通所

手当）を受給しながら訓練を受けられる一方で、早期の就職や再就職を目指すために一定の所得要件等がございますので、ハローワークにてご確認ください。

■現在募集中の訓練
介護サービスク【介護職員初任者研修3か月コース】
（介護職員初任者研修の資格取得を目的とした基礎的な訓練になります）

■募集期間
令和4年4月18日（月）～令和4年6月3日（金）

■訓練期間
令和4年7月12日（火）～令和4年10月12日（水）

■訓練実施施設
奄美市社会福祉協議会（奄美市名瀬長浜町5番6号）

ご希望の方は、お早めにご相談ください。

■お問い合わせ先 鹿児島県職業能力開発協会 ☎099-226-3240

令和4年度職業訓練指導員（48時間）
講習実施について

この講習は、職業訓練指導員（職業能力開発施設での指導や企業等での人材育成を担当する方）として必要な指導・訓練方法等の能力を短期間に習得してもらうため、職業能力開発推進法に基づいて実施するものです。

■期日
令和4年8月2日（火）～4日（木）・8日（月）～10日（水）計6日間（午前9時～午後5時）

■場所
ポリテクセンター鹿児島（鹿児島市東郡元町14-3）

■受講資格（主なもの）
①技能検定（国家検定）の1級または単一等級合格者
②職業能力開発校修了者で4年～10年の実務経験者
③学校教育法による免許職種に関する学科を修めた者で、大学卒者2年、短期大学卒者2年、高等学校卒者4年、高等学校卒者7年の実務経験がある者

■受付期間
令和4年5月16日（月）～27日（金）必着
※土・日曜日は除く

■定員 30名
（定員になり次第締切ります。）

■受講料 15,600円
（テキスト代込み）

※受講案内、受講申請書は鹿児島県職業能力開発協会のホームページからダウンロードできます。

この講習は、職業訓練指導員（職業能力開発施設での指導や企業等での人材育成を担当する方）として必要な指導・訓練方法等の能力を短期間に習得してもらうため、職業能力開発推進法に基づいて実施するものです。

令和4年度当初予算

令和4年度当初予算においては、SDGsを軸とした「長期振興計画」を推進するために、脱炭素社会を目指す新たな産業構造構築のスタートの年度として予算編成を行いました。

一般会計 9,556,522 千円 特別会計 3,832,413 千円
 水道会計 398,407 千円

令和4年度 各会計当初予算

(単位:千円, %)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減比	
一 般 会 計	9,556,522	8,575,672	980,850	11.4	
特 別 会 計	巡回診療	272,452	306,078	△ 33,626	△ 11.0
	国保事業	1,303,853	1,299,420	4,433	0.3
	国保直診	17,714	17,632	82	0.5
	介護保険	1,323,448	1,296,680	26,768	2.1
	後期高齢者医療	145,401	135,628	9,773	7.2
	屠畜場	2,133	2,133	0	0.0
	船舶	389,921	344,524	45,397	13.2
	上屋	3,896	3,891	5	0.1
	農業集落排水	86,730	63,371	23,359	36.9
	簡易水道	286,865	252,072	34,793	13.8
計	3,832,413	3,721,429	110,984	3.0	
一 般 会 計 + 特 別 会 計	13,388,935	12,297,101	1,091,834	8.9	

公営企業(水道事業)会計	令和4年度	令和3年度	増減額	増減比
収益的収支(収入)	300,413	292,988	7,425	2.5
“(支出)	261,603	280,582	△ 18,979	△ 6.8
資本的収支(収入)	52,501	2	52,499	2,624,950.0
“(支出)	136,804	73,635	63,169	85.8

一般会計当初予算の概要

令和4年度の一般会計当初予算は、義務的経費(人件費や公債費など)が、対前年度比 6,503 千円(0.2%)の増額、投資的経費(普通建設事業費や災害復旧事業費など)が、対前年度比 585,666 千円(32.2%)の増額、その他経費(物件費、補助費、繰出金など)が、対前年度比 388,681 千円(13.9%)の増額となり、総額では対前年度比 980,850 千円(11.4%)の増額となっています。

令和4年度一般会計歳入歳出予算額(内訳) (単位:千円, %)

歳入区分	予算額	構成比	歳出区分	予算額	構成比
町 税	775,884	8.1	議会費	89,179	0.9
分担金及び負担金	24,029	0.3	総務費	1,251,074	13.1
使用料及び手数料	188,333	2.0	民生費	1,544,422	16.2
財産収入	33,625	0.4	衛生費	569,055	6.0
寄附金	124,001	1.3	労働費	14,932	0.2
繰入金	507,323	5.3	農林水産業費	730,945	7.6
繰越金	1	0.0	商工費	232,512	2.4
諸収入	119,306	1.2	土木費	1,192,712	12.5
計(自主財源)	1,772,502	18.5	消防費	510,602	5.3
地方譲与税	57,919	0.6	教育費	1,684,020	17.6
利子割交付金	490	0.0	災害復旧費	124,267	1.3
配当割交付金	1,429	0.0	公債費	1,576,225	16.5
株式等譲渡所得割交付金	1,440	0.0	諸支出金	16,577	0.2
法人事業税交付金	11,663	0.1	予備費	20,000	0.2
地方消費税交付金	174,049	1.8	△繰上充用額		0.0
環境性能割交付金	2,341	0.0	歳出合計	9,556,522	100.0
地方特例交付金	2,676	0.0			
地方交付税	4,393,067	46.0			
交通安全対策特別交付金	850	0.0			
国庫支出金	1,157,602	12.1			
県支出金	554,580	5.8			
町 債	1,425,914	14.9			
計(依存財源)	7,784,020	81.5			
歳入合計	9,556,522	100.0			

自主財源(町が自前で調達できる財源)は、18.5%
 公債費(町の借金返済額)は、16.5%
 ●今後とも財政健全化に取り組めます●